

7. 病院群の構成等

様式 A-10別表

基幹型又は地域密着型臨床研修病院の名称（所在都道府県）：東京西徳洲会（東京都）

基幹型又は地域密着型臨床研修病院				協力型臨床研修病院				臨床研修協力施設				研修プログラム					
所在都道府県	二次医療圏	名称	新規	所在都道府県	二次医療圏	追加・削除	名称	新規	所在都道府県	二次医療圏	追加・削除	名称	新規	名称	定員		
東京都	北多摩西部	(病院施設番号:070004)		宮城	仙台		仙台徳洲会病院 (病院施設番号:030060)		北海道	十勝		帯広徳洲会病院 (病院施設番号:031070)					
				東京	区西南部		日本赤十字社医療センター (病院施設番号:030199)		鹿児島	肝属保健		大隅鹿屋病院 (病院施設番号:031123)					
				神奈川	横須賀・三浦		湘南鎌倉総合病院 (病院施設番号:030280)		山形	最上		新庄徳洲会病院 (病院施設番号:031124)					
				神奈川	湘南東部		湘南藤沢徳洲会病院 (病院施設番号:030282)		鹿児島	熊毛保健		公立種子島病院 (病院施設番号:032248)					
				神奈川県	湘南西部		湘南大磯病院 (病院施設番号:030287)		新潟	下越		山北徳新会病院 (病院施設番号:032540)					
				神奈川県	県央		大和徳洲会病院 (病院施設番号:030293)		鹿児島	肝属保健		喜界徳洲会病院 (病院施設番号:033277)					
				神奈川	相模原		北里大学病院 (病院施設番号:030296)		鹿児島	奄美保健		瀬戸内徳洲会病院 (病院施設番号:033278)					
				静岡県	志太榛原		榛原総合病院 (病院施設番号:030395)		鹿児島	熊毛保健		屋久島徳洲会病院 (病院施設番号:033279)					
				愛知	尾張北部		名古屋徳洲会総合病院 (病院施設番号:030425)		鹿児島	奄美保健		沖永良部徳洲会病院 (病院施設番号:033280)					
大阪	大阪府南河内		松原徳洲会病院 (病院施設番号:030948)		鹿児島	肝属保健		与論徳洲会病院 (病院施設番号:033281)									

病院群を構成する臨床研修病院及び研修協力施設（病院又は診療所に限る）が同一の二次医療圏又は同一の都道府県を越えている場合は、その理由を以下に記載。

徳洲会グループ病院は2021年度に複数あった法人が同一法人に統一され、医師の往業が活発化しております。その中で、研修医にも地域によって違う診療体制や症例などを経験、多種多様な研修してもらうため、必要な症例数があり指導医が在籍している病院に限り協力型施設として追加をしました。

上記は「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（医政発第0612004号）」に定める以下の要件に合致しているものであると考えております。

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（医政発第0612004号）」

5. 臨床研修病院の指定の基準

(1) 基幹型臨床研修病院の指定の基準

テ

(イ) 地域医療のシステム化を図り、臨床研修病院群における緊密な連携を保つため、臨床研修病院群を構成する臨床研修病院及び臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る。）は、原則、同一の二次医療圏内又は同一の都道府県内にあることを基本とし、それらの地域を越える場合は、以下のような正当な理由があること。

① (略)

② (略)

③その他、基幹型臨床研修病院と連携し、十分な指導体制の下で様々なバリエーションの経験及び能力形成が可能であり、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるような基本的な診療能力を身に付けることのできる良質な研修が見込まれる場合であること。

※ 該当する項目について、上から病院施設番号順に詰めて記入すること。

※ 病院群を構成する全ての基幹型病院、協力型病院及び臨床研修協力施設（今回の届出により削除しようとするものを含む。）の所在都道府県、二次医療圏、名称をそれぞれの「所在都道府県」、「二次医療圏」、「名称」欄に記入（既に病院施設番号を取得している研修病院等は番号を「名称」欄に記入）した上で、それぞれの施設が新たに臨床研修協力病院（協力施設）となる場合は「新規」欄に「○」を記入し、また、臨床研修病院（協力施設）を追加又は削除する場合にはそれぞれの施設が以前の病院群に追加されるか、以前の病院群から削除されるかにより「追加・削除」欄に「追加」又は「削除」を記入すること。

※ 当該病院群に係る全ての研修プログラムの名称及び募集定員（自治医科大学卒業生分等マッチングによらないものを含む。）を「研修プログラム」欄に記入すること。

7. 病院群の構成等

様式 A-10別表

基幹型又は地域密着型臨床研修病院の名称（所在都道府県）：東京西徳洲会（東京都）

基幹型又は地域密着型臨床研修病院				協力型臨床研修病院					臨床研修協力施設					研修プログラム	
所在都道府県	二次医療圏	名称	新規	所在都道府県	二次医療圏	追加・削除	名称	新規	所在都道府県	二次医療圏	追加・削除	名称	新規	名称	定員
東京都	北多摩西部	(病院施設番号:070004)		鹿児島	奄美保健		徳之島徳洲会病院 (病院施設番号:030951)		沖縄	宮古		宮古島徳洲会病院 (病院施設番号:033295)			
				埼玉	利根		羽生総合病院 (病院施設番号:030972)		埼玉	秩父		皆野病院 (病院施設番号:040002)			
				兵庫県	神戸市		神戸徳洲会病院 (病院施設番号:030986)		鹿児島	奄美保健		笠利病院 (病院施設番号:041003)			
				鹿児島県	鹿児島		鹿児島徳洲会病院 (病院施設番号:030999)		愛媛	宇和島		宇和島徳洲会病院 (病院施設番号:041004)			
				鹿児島	奄美保健		名瀬徳洲会病院 (病院施設番号:031000)		沖縄	八重山		石垣島徳洲会病院 (病院施設番号:041005)			
				山形県	庄内		庄内余目病院 (病院施設番号:031060)		北海道	札幌		札幌南徳洲会病院 (病院施設番号:056506)			
				北海道	日高		日高徳洲会病院 (病院施設番号:031061)		鹿児島	南薩		山川病院 (病院施設番号:076095)			
				北海道	南渡島		共愛会病院 (病院施設番号:031121)		東京	北多摩南部		東京都立小児総合医療センター (病院施設番号:090021)			
				山梨	中北		白根徳洲会病院 (病院施設番号:031122)		千葉	安房		館山病院 (病院施設番号:188802)			
				神奈川	県央		湘南厚木病院 (病院施設番号:070005)		東京	西多摩	追加	こみ内科クリニック (病院施設番号:)	○		

病院群を構成する臨床研修病院及び研修協力施設（病院又は診療所に限る）が同一の二次医療圏又は同一の都道府県を越えている場合は、その理由を以下に記載。

徳洲会グループ病院は2021年度に複数あった法人が同一法人に統一され、医師の往業が活発化しております。その中で、研修医にも地域によって違う診療体制や症例などを経験、多種多様な研修してもらうため、必要な症例数があり指導医が在籍している病院に限り協力型施設として追加をしました。

上記は「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（医政発第0612004号）」に定める以下の要件に合致しているものであると考えております。

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（医政発第0612004号）」

5. 臨床研修病院の指定の基準

(1) 基幹型臨床研修病院の指定の基準

テ

(イ) 地域医療のシステム化を図り、臨床研修病院群における緊密な連携を保つため、臨床研修病院群を構成する臨床研修病院及び臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る。）は、原則、同一の二次医療圏内又は同一の都道府県内にあることを基本とし、それらの地域を越える場合は、以下のような正当な理由があること。

① (略)

② (略)

③その他、基幹型臨床研修病院と連携し、十分な指導体制の下で様々なバリエーションの経験及び能力形成が可能であり、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるような基本的な診療能力を身に付けることのできる良質な研修が見込まれる場合であること。

※ 該当する項目について、上から病院施設番号順に詰めて記入すること。

※ 病院群を構成する全ての基幹型病院、協力型病院及び臨床研修協力施設（今回の届出により削除しようとするものを含む。）の所在都道府県、二次医療圏、名称をそれぞれの「所在都道府県」、「二次医療圏」、「名称」欄に記入（既に病院施設番号を取得している研修病院等は番号を「名称」欄に記入）した上で、それぞれの施設が新たに臨床研修協力病院（協力施設）となる場合は「新規」欄に「○」を記入し、また、臨床研修病院（協力施設）を追加又は削除する場合にはそれぞれの施設が以前の病院群に追加されるか、以前の病院群から削除されるかにより「追加・削除」欄に「追加」又は「削除」を記入すること。

※ 当該病院群に係る全ての研修プログラムの名称及び募集定員（自治医科大学卒業生分等マッチングによらないものを含む。）を「研修プログラム」欄に記入すること。

7. 病院群の構成等

様式A-10別表

基幹型又は地域密着型臨床研修病院の名称（所在都道府県）：東京西徳洲会（東京都）

基幹型又は地域密着型臨床研修病院				協力型臨床研修病院				臨床研修協力施設				研修プログラム					
所在都道府県	二次医療圏	名称	新規	所在都道府県	二次医療圏	追加・削除	名称	新規	所在都道府県	二次医療圏	追加・削除	名称	新規	名称	定員		
東京都	北多摩西部	(病院施設番号: 070004)		千葉県	東葛南部		鎌ヶ谷総合病院 (病院施設番号: 090016)		埼玉	さいたま	追加	さいたま記念病院 (病院施設番号:)					
				岐阜県	西濃		大垣徳洲会病院 (病院施設番号: 100015)						(病院施設番号:)				
				神奈川県	湘南東部		茅ヶ崎徳洲会病院 (病院施設番号: 168313)							(病院施設番号:)			
				千葉県	印旛		成田富里徳洲会病院 (病院施設番号: 168317)							(病院施設番号:)			
				奈良県	西和		生駒市立病院 (病院施設番号: 168379)							(病院施設番号:)			
				島根県	出雲		出雲徳洲会病院 (病院施設番号: 210001)							(病院施設番号:)			
				東京	北多摩南部		武蔵野徳洲会病院 (病院施設番号: 240001)							(病院施設番号:)			
				千葉県	印旛		四街道徳洲会病院 (病院施設番号: 250001)							(病院施設番号:)			
				茨城県	古河坂東	追加	古河総合病院 (病院施設番号: 260004)							(病院施設番号:)			
															(病院施設番号:)		

病院群を構成する臨床研修病院及び研修協力施設（病院又は診療所に限る）が同一の二次医療圏又は同一の都道府県を越えている場合は、その理由を以下に記載。

徳洲会グループ病院は2021年度に複数あった法人が同一法人に統一され、医師の往來が活発化しております。
 その中で、研修医にも地域によって違う診療体制や症例などを経験、多種多様な研修してもらうため、必要な症例数があり指導医が在籍している病院に限り協力型施設として追加をしました。

上記は「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（医政発第0612004号）」に定める以下の要件に合致しているものと考えております。
 「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（医政発第0612004号）」

5. 臨床研修病院の指定の基準

(1) 基幹型臨床研修病院の指定の基準

チ

(イ) 地域医療のシステム化を図り、臨床研修病院群における緊密な連携を保つため、臨床研修病院群を構成する臨床研修病院及び臨床研修協力施設（病院又は診療所に限る。）は、原則、同一の二次医療圏内又は同一の都道府県内にあることを基本とし、それらの地域を越える場合は、以下のような正当な理由があること。

①（略）

②（略）

③その他、基幹型臨床研修病院と連携し、十分な指導体制の下で様々なバリエーションの経験及び能力形成が可能であり、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるような基本的な診療能力を身に付けることのできる良質な研修が見込まれる場合であること。

※ 該当する項目について、上から病院施設番号順に詰めて記入すること。

※ 病院群を構成する全ての基幹型病院、協力型病院及び臨床研修協力施設（今回の届出により削除しようとするものを含む。）の所在都道府県、二次医療圏、名称をそれぞれの「所在都道府県」、「二次医療圏」、「名称」欄に記入（既に病院施設番号を取得している研修病院等は番号を「名称」欄に記入）した上で、それぞれの施設が新たに臨床研修協力病院（協力施設）となる場合は「新規」欄に「○」を記入し、また、臨床研修病院（協力施設）を追加又は削除する場合にはそれぞれの施設が以前の病院群に追加されるか、以前の病院群から削除されるかにより「追加・削除」欄に「追加」又は「削除」を記入すること。

※ 当該病院群に係る全ての研修プログラムの名称及び募集定員（自治医科大学卒業生分等マッチングによらないものを含む。）を「研修プログラム」欄に記入すること。